九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

国際法における国有化の適法性の要件

辻，健児
九州大学法学部助手

https://doi.org/10.15017/1576

出版情報：法政研究. 35 (3), pp.55-92, 1968-12-30. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

国際法における国有化の適法性の要件

辻　健児

目次

序節
第一節　国有化の権利
第二節　国有化の権利の行使
一、目的（公益の原則）
二、対象の決定（無差別の原則）
三、国有化の権利行使の態容
第三節　国有化の効果
一、条約
二、コンセッション
第四節　補償の義務

序節

一、国家は外国人を一定の態様で保護する義務を国際法によって課されている。その中には、自国に滞在する外国人の財産権を保護する義務が含まれる。(一)従って、外国人(二)の私有権は条約で特別に保護されない場合でも、一般国際法によって保護されているのである。(三)このことは、滞在国において外国人がその国内法によっていったん認められ

た私有権は、国際法の規則に反して、国内法によって変更または取消されえないことを意味する。それは、国家の領土主権行使における国際法による制限の一である。が、その外国人の有する私有権は絶対的な権利でも不可侵の権利でもない。[四] 或いは、それは、その滞在国の領土主権に服する外国人の存在が、その国家の優越する権利によって、その外国人の私有権を剝奪することを禁ずる趣旨でもない。すなわち、国際法は、国家が外国人の私有権を一定の条件で剝奪することを許容するのである。それらの中には、公益のための収用、[五] 刑罰法規に基づく没収、[六] 税・通貨等の財政規則による措置、国家安全のための警察力行使による措置[七]などが含まれる。[八]

二、一九一七年に成立したロシアのソビエト政権は、直ちに土地及び銀行等の主要産業の国有化を行ない、[九] メキシコも一九一七年の憲法に基づいて、[一〇] 農地改革に着手して以来、東欧を中心として一次大戦後、農地改革が次々と行なわれ、[一一] その傾向は第二次世界大戦後もますます大となった。このように、第一次世界大戦を契機にして生じた外国人の財産剝奪は、外国人の財産剝奪という点では、従来の公益のための収用と同じであるが、なお次のような特徴が見出せる。すなわち、従来の古典的収用と異って、その収用自体が立法機関の制定する法規自身によってなされたこと。従って特定の個人の特定の財産の収用というよりは、その法規の一般的適用により、外国人も自国民も同様にその影響をうけた、[一三] と同時にその規模が収用に比べて著しく大きくなり、その対象が、不動産のみならず、動産、無体財産権にも及んだのであった。[一四] そして、これらの場合、経済的のみならず、社会的、政治的或いは民族主義的な要素もまた、その有力な動機を形成していたのである。[一五]

三、このような特徴をもつ私有財産の国家への強制的移転は国有化と一般によばれる。[一六] 国有化は、社会改革の手段として用いられたが、そこでは、私有権の社会性と国家の主権的権利が強調されており、[一七] 私有権尊重の単なる例外的措置とは考えられず、収用が、個別的目的のための私有財産剝奪であるに対して、より一般的な、かつより高度の目

的を有していると云える。この点から、国有化措置が、大規模でかつ非人格的であり、同時に行政機関の裁量行為として通常行いえた従来の古典的収用と異って、特別の立法によって行なわれるという特徴が現われるのである。国際法は、しかし、国家の内部事情とはひとまず独立して適用される。従って、国有化の目的が国内社会のみに関係する限りにおいて、国際法はそれとの直接的な関係において考慮しない。逆に、国有化の結果が外国人に関係すれば、その結果に着目する。この意味で、国際法との関係において、古典的な収用との相違が、国有化は一般的にそして非人格的に適用される点に求められるのは意義のあることである。(一八)

この国際法にとって、かなり新しい現象である国有化に対し、公益のための収用の規則を適用しうるか、すなわち、その適法性の要件として挙げられる、公益の原則、無差別の原則、十分なあるいは完全な補償の迅速なそして実効的な支払いの原則が国有化にも妥当するか、或いは、国有化は、古典的収用とは全く別の制度であり、新しい規則が適用されねばならないか、(一九)という問題に関しては今日尚議論がある。

（一）外国人の保護義務に関しては、国際標準主義と国内標準主義とが対立しており、前者の立場からは、外国人の財産の保護義務は特に既得権尊重の義務が強調される。が、それは、ドーマンの指摘するように、経済的資本主義制度及び資本主義と結合した法制度に結合しているのである。（N. Doman, Postwar Nationalization of Foreign Property in Europe, 48 Columbia Law Review (1948), p 1136）。

（二）ここでいう外国人とは外国の国籍を有する自然人、法人を云う。

（三）例えば、常設国際司法裁判所は、ポーランド上部シレジアのドイツ人の利益に関する事件（本案）で、一九二二年五月一五日のジュネーブ条約六～二三条はポーランドにおけるドイツ人への財産（鉱山及び大農地を含む主要産業の事業）を収用することを認めるが、「その条文の文脈は収用を許容する規定を条件として、上部シレジアにおけるドイツ人の私有財産・権利・利益が一般国際法によって認められた取扱いであるという考えを表明せんとしたと考えるのが妥当であるように思われ

る。」条約により認められた収用（expropriation）が「外国人の待遇に関し一般に適用される規則、及び既得権の尊重の離脱であることは疑いえない」（P. C. I. J. Series, A 7, p 22）。そして、その既得権尊重の原則は、「一般国際法の一部をなす」と判断した（Ibid. p 42）。又ルーマニアとドイツの間の仲裁裁判（David Goldenberg et Fis c. Etat Allemand—1928. 9.27）では、「外国人の私有権及び既得権尊重は、国際法の承認する一般原則を何の紛議もなく形成する」と述べられた（I. Zeitschrift für auslandisches öffentlihes Recht und Völkerrecht（1927—II）, p 93）。しかし、シュトルップは、このような見解に対し、「一般的に条約の反対の規定がなければ、一般国際法は外国人にその国に居住する国民よりも有利な地位を認めない。それ故、必然的に…既得権及び外国人に有利な権利の理論は否定されなければならない」と、鋭どく反対し（K. Srupp, Les Régres Générales du Droit de la Paix, 47 Recueil des Cours, Académie de Droit Internatinal（1947—I）, p 539）、ウィリアムズも、前記の常設国際司法裁判所の判決が、先例的拘束力を持つとはいえず、自国民にも適用する一般的な法の適用による外国人の財産収用を禁ずる国際法の規則はないと結論した（J. Williams, International Law and the Property of Aliens, 9 British Year Book of International Law（1928）, p 8）。見よ、G. Kaeckenbeeck, The Protection of Vested Rights in International Law, 17 B. Y. I. L.（1936）, p 14～15.

（四）例えば、ノルウェー・アメリカ間のノルウェー船徴発事件で常設国際仲裁裁判所は、外国人の私有権の不可侵性は公序（public order）の問題であり、私有権尊重とエミネント・ドメイン（Eminent Domain）の権利との紛争を解決するのは他の諸国におけると同様、アメリカの裁判所であるとして、その不可侵性を否定した（17 American Journal of International Law（1923）, p 385）。見よ、F. Dunn, International Law and Private property Rights, 28 Colum. L. Rev.（1928）, p 177; C. Amerasinghe, L' Expropriation des Compagnies Pétrolières des Ceylon et le Droit International, 69 Revue Geeral de Droit International Public（1965）, p 403.反対説、J. Bullington, Problems of International Law in the Mexican Constitution of 1917, 21 A. J. I. L.（1927）, p 695.

（五）収用の概念について、例えば、ウォートリーは「公益の目的のために法による適切な且つ先行する補償を伴う」財産の剥奪と定義し、これが純粋な収用であるとする（B. Wortley, Expropriation in Public International Law（1959）p24）。しかし、他の学者は先行する補償という条件をつけない。オルムステッドは、その態様に関係なく補償が支払われる場合の国

家による財産の剥奪を収用と呼び（C. Olmstead, Nationalization of Foreign Property Interests, Particularly Those Subject to Agreements with the State, 32 New York Univ. Law Review (1957) p 1122. n. 1）、くルツは、「収用は立法府により制定される一般的収用の法にもとずく行政機関の行為による個別的財産の剥奪を意味し、それに独立した裁判所による補償額の確定が続く」と説く（J. Herz, Expropriation of Foreign Property, 35 A. J. I. L. (1941), p 247）。収用の概念は、このように通常広い意味で用いられ、それ故、戦時における徴発、又は非常徴用も含めて考えられる。

通常収用の語は没収と対照的に用いられ、この区別は補償の有無によって決まる。J. Fawcett, Some Foreign Effects of Nationalization of Property, 27 B. Y. I. L. (1950) p 355; C. Olmstead, op cit., p 1122 n. 1; R. Kollewijn, "Nationalization" without Compensation and the Transfer of Property, 6 Nederlands Tijdschrift voor Internationales Recht (1959), p 142; I. Sedl—Hohenveldern, Internationales Konfiskations und Enteignungsrecht (1952), S. 5,173～175; P Adriaanse, Confiscation in Private Interntional Law (1956), p 8; E. Re, Foreign Confiscations in Anglo—American Law (1951), p 12,17,141.

（六）しかし、刑罰法規によらない、又は適切な手続によらない没収は違法な没収となり、国家の国際責任が生ずる。C. Anderson, Basis of the Law against Confiscatory Foreign—Owned Property, 21 A. J. I. L. (1927) p 525; J. Cutler, The Treatment of Foreigners in Relation to the Draft Convention and Conference of 1929, 27 A. J. I. L. (1933), p 240; J. Fawcett op. cit., p 375; J. Kunz, The Mexican Expropriations, 17 New York Univ. Law Quarterly Review (1940/41) p 330,354; J. Wittenverg, La Potection de la Propriété Immobilière des Étrangers, 55 Journal du Droit International (Clunet) (1928) p 579; R. Kollewijn, op. cit., p 142; G. Fouilloux, La Nationalisation et le Droit International Public (1962) p 84. しかし、マルブルク（Marburg）は、外国人財産の没収禁止は条約又は特別国際慣習法に基づくもので、一般国際法にはこのような規則はないと反論する（J. Kunz, op. cit., p 337）。

（七）、くルツは、その目的が広い意味で一般福祉、つまり、公益のためであるので、収用との区別が困難であることを指摘する（J. Herz, op. cit., p 252）。

（八）この他、戦時における戦斗行為による外国人財産の破壊等も、国際不法行為とはされない（B. Cheng, The Rational of Compensation for Expropriation, 44 Transaction of the Grotius Society (1958/59), p 286）。

（九）一九一七年一〇月二六日の法（土地の私有財産制度廃止）、一九一七年一二月一四日及び一九一八年一月二六日の法により全ての銀行を国有化し、同年から一九二〇年六月迄に鉱山・砂糖・石油産業及び多くの商業が国有化された。見よ、26 R. G. D. I. P. (1919) p 80～85; J. Fawcett, op. cit., p 357～359; S. Friedman, Expropriation in International Law (1953) p 17～18; I. Foighel, Nationalization (1957), p 68～69; G Fouilloux, op. cit., p 94.

（一〇）第二七条一項、「国家領域内の土地及び水の所有権は国家に属し、国家はその私有権を有する個人から国家にその権利を移転する権利を…有する。…私有権は公益のために、且つ補償の支払いがなければ収用されない。」二項、「国家は常に公益が要求する制限を私有権に課す権利、及び公共財産のより公平な配分の維持・確保のために、適切な天然資源の利用を規律する権利を有する…。」三項、「全ての鉱物、あるいは不定形をなし、層をなし、塊を形成する物質、又はその性質が地面の成分とは異る鉱床を形成する地層の直接の所有権は国家に属す…。」（G. Fouilloux, op. cit., p 105～106; W. Dawk, Legal Features of the Oil Question Involved in Mexican—American Diplomacy, 22 Illinoi Law Review (1927/28) p 152）

（一一）一九二三年迄に一七五五ヘクタールのアメリカ人所有地が収用されたが、本格的な土地収用は、一九三四年の農地法、一九三六年の収用法が制定された後になされた。（J. Kunz, op. cit., p 344～346; C. Olmstead, op. sit., p 1126）。

（一二）見よ、J. Kunz, op. cit., p 336～337; K. Katzarov, Théorie de la Nationalization (1960) p 32～43.

（一三）、第二次世界大戦前においては、特にこの点が古典的収用に関する国際法の国有化への妥当性に関して問題となった。例えば、メキシコはアメリカの抗議に対して、その農地改革の措置は、一般的かつ非人格的（general and impersonal）であり、このような措置に対しては収用に関する法は適用しえないと反論した（一九三八年八月三日付アメリカへの覚書）（International Conciliation, No. 345 (1938) p 526～532, inter alia 527～528）。同様にハンガリア・オプタント事件でも、ルーマニアはこの点を主張したと云われる（J. Kunz, op. cit., p 337）。

（一四）例えば、ハンガリーの一九四八年四月二九日の国有化法は建物・設備のみならず株式・現金も国有化の対象とし、（J. Gutteridge, Expropriation and Nationalization in Hungary, Bulgaria and Roumania, 1 International

and Comperative Law Quarterly (1952), p 20)、ブルガリアの私企業及び鉱山の国有化に関する法（一九四七・一二・二七）はその対象を無体財産にも拡大し（Ibid., p 22)、ポーランドの国有化法（一九四六・一・三）第六条は動産・不動産・無体財産権を含む企業の全財産を国有化すると規定する（Z. Nagorski, The Legislation of the Polish People's Republic 1945～1957, 2 Law in Eastern Europe (1958) p 32; G. Viénot, Nationalization Étrangères et Interêt Français (1952), p 12～13)。

（一五）例えば、キューバの一九六〇年七月六日の国有化権限付与法はその前文で、アメリカの新砂糖法の成立を非難すると同時に、キューバの主権と自由な経済発展との防衛措置として同法を制定すると宣言する（色摩力夫、「キューバカストロ政権の外国系資産収用」、（『外国資産国有化と国際法』、昭和三九年）一六二頁）ように、その動機は経済的であり且つ民族主義的或は政治的であった。エジプトのスエズ運河国有化も、直接の動機はアスワンダムの建設費を得ることにあった限りでは財政的であるが、同運河から外国資本を排除し、運河の経営権を得るという点では政治的であるといえる。見よ、I. Foighel, op. cit., p 23～27; G. Viénot, op. cit., p 19; G. White, Nationalisation of Foreign Property (1961) p 18～27; A. Moodie, Agrarian Reform in East Central Europe, Yearbook of World Affairs (1954) p 251.

（一六）農地改革は、通常収用した土地を個人に再配分する点で国有化と異るが、それが組合等の公法人又は国家に属する場合には何ら国有化と異ならない。例えば、ハンガリーの法（一九四五・三・二二）は不在地主、対独協力者、個人所有地で五〇ヘクタールをこえる部分は国家が所有すると規定し、一九四九年三月一日法も、前記の法による国有化を免れた農地等は「全人民の財産として」国家に移転する旨、規定する（J. Gutteridge, op. cit., p 19)。見よ、G. White, op. cit., p 44; C. Olmstead, op. cit., p 1123.

（一七）見よ、de La Pradelle, Les Effets Internationaux des Nationalisations, 43—I Annuaire de l' Institut de Droit International (1950) p 126; K. Katzarov, op. cit., p 226.

（一八）見よ、N. Doman. op. cit., p 1125; アマドールの国家責任に関する条約草案（修正）第七条、（G. Amador, International Responsibility (Fifth Report), Yearbook of International Law Commission (1960—II) p 67)。しかし、ウォートリーは規模及び程度の差異は収用との法的相違をもたらさない、との立場をとり（B. Wortley, op. cit., p 36)、フィユも、国有化と収用の相違は、程度及び範囲の差異ではなく、前者が私有権を廃止する点に求めら

れなければならない、と主張する（G. Fouilloux, op. cit., p 93,123）。

（一九）R. Bystricky, Notes on Certain International Legal Problems Relating to Socialist Nationalisation, VIth Congress of International Association of Democratic Lawyers (1956), p 18.

第一節　国有化の権利

一、ソビエトが一九一八年に行った銀行等の国有化宣言に対して、アメリカは「将来の全ての誤解を避けるために、ペテログラード駐在の全ての外国代表は、財産の没収及びその他の類似の措置に……関する布令は自国民に関する限り無効とみなすことを宣言し」[一]て、強く抗議した。しかし、一九五九年には、キューバの農地改革に関して、「合衆国は反対の条約規定又は他の協定のない場合には、国際法の下で国家は公益のためにその管轄権内にある財産を剝奪する権利を有することを承認する」[二]、と述べて、国家の国有化の権利そのものは認める態度をとった。[三]他方、イギリスも又、一九六二～六三年にセイロンが行った石油産業の国有化[四]に関して、「その領域内にある企業を国有化する全ての国の権利を争そっていない」[五]ことを明確にしている。

このように最大の資本輸出国であるアメリカ、イギリスは私有権保護を強調しつつも、国家の国有化の権利を承認しているが、学説も同様に、国有化の権利そのものは否定しないように思われる。

二、かくして、一九六二年一二月一四日、国連総会が採択した宣言は、「七、天然の富及び資源についての民族及び国家の権利侵害は国連憲章の精神及び原則に違反し、国際協力及び平和の維持を阻害する。[六]八、国家と国際機構は、国連憲章と当決議に示された諸原則に従って、その天然の富及び資源に対する人民及び民族の主権を厳格に、且つ良心的に尊重しなければならない」ことを宣言して、国家の国有化の権利を主権の一形態として承認した。ここで

注意しなければならないのは、この決議には、フランスと南アフリカ連邦の二ケ国のみが反対し、殆んどの所謂資本輸出国が賛成していることである。(七)(八) この宣言は、総会決議であるので、法的拘束力を持ちえないとはいえ、所謂資本輸出国を含む多数の国家が、国有化の権利を国家の主権の一として明白に認めた点に意義がある。(九)(一〇) こうして、所謂先進諸国が組織する経済協力開発機構の最近の「外国人財産権保護に関する条約草案」においても、国有化の権利自体は承認するに至っているのである。(一一)

三、以上の考察から、国家が主権的権利として、国有化を実施することは現代国際法の原則として確立していると結論しうるであろう。とはいえ、この権利は絶対的ではなく、外国人の取扱いに関する限り、国際法は介入することができ、(一二) その場合には、国家は国際法の定める義務に服さなければならない。

（一）I Foighel, op. cit., p 11. しかし、この抗議はソビエトが補償を支払う意思を全く表明しなかったことに起因することを考慮しなければならない（田畑茂二郎、「国有化をめぐる国際法上の問題点」前掲『外国資産』八頁）

（二）一九五九年六月一一日、アメリカからキューバへの覚書（Document on American Foreign Relations (1959), p 502）

（三）アメリカのこの態度は二次大戦前に確立されていた。一九三八年にアメリカはメキシコの農地改革について、「わが国は、全ての国がその社会・農業・商業上の諸問題を自由に解決する権利を有することをしばしば主張してきている。この権利には公共の目的の遂行の場合のその領域にある私有財産を収用する全ての政府の主権的権利が含まれる」（Int'l Conciliation, No. 345 (1938) p 521）と述べ、メキシコの石油産業国有化に対しても同じ態度をとっている（一九四〇・四・三覚書）。

（四）セイロンは、一九六一年五月二九日にセイロン石油公社法を制定して、石油の輸入・輸出・貯蔵・販売等に役立つ全ての動・不動産（金銭を除く）を同公社に与えた（三～四条）。これによって米・英系の三つの石油会社の財産が一九六二年に入り大部分接収された。更に、セイロンは一九六三年八月二二日に同公社法を改正して、一九六四年以後は同公社のみが、

セイロンにおける石油の輸入・販売等の権利を有する旨規定し（五（B）条）、米・英系石油会社の資産を全て国有化した。見よ、C. Amerasinghe, op. cit., p 395～428.

（五）一九六三年七月二六日、英下院におけるコモンウエルス関係国務大臣の答弁（2 Internatinal Legal Materials（1963）p 962）。イギリスは、同様にイランが、アングロ・イラニアン石油会社を国有化したときも、国家の国有化の権利そのものは争わなかった（I Foighel, op. cit., p 72）。

（六）決議一八〇三（XVII）（Yearbook of the United Nations（1962）, p 504.

（七）この決議案は、賛成八二、反対二、棄権一二で採択された。棄権した国は、ソビエト等社会主義諸国とビルマ、ガーナであった（Ibid., p 503）。社会主義諸国が棄権したのは、この決議案には、補償義務を規定する条項があったためと思われる。参照、K. Gess, Permanent Sovereignty over Natural Resources, An Analytical Review of the United Nations Declaration and Its Genesis, 13 I. C. L. Q.（1964）p 398～449.

（八）同様に、一九六四年の国連貿易開発会議最終議定書第二部第一節原則三は、「すべての国は、…自国の天然資源を経済開発及び国民の福祉のため、自由に処分する主権を有する」、と明白に国有化の権利を認め、賛成九四、反対四（オーストラリア・カナダ・イギリス・アメリカ）、棄権一八で採択された（外務省、「国連貿易開発会議の研究―南北問題の新展開」、昭和四〇年、二二七、二九〇頁）。この場合に、アメリカ等が反対したのはこの議定書が、補償の必要性を謳わなかったからであろう。

（九）この決議の性質に関して、例えばビルマは決議案の審議中に、同決議案は単に受容された国際法の原則を反映したものにすぎない、と述べ、殆んどの加盟国はそれが現行法を表明していると考えたといわれる（K. Gess, op. cit., p 411ff）。

（一〇）国連は一九五二年にも、全ての加盟国は直接又は間接に天然の富に対する主権を妨げる行為を慎む旨の決議案を採択した（決議六二六（VII））が、この決議は、黙示的に国有化の権利を認めているように思われる。参照、C. Amerasinghe, op. cit., p 400; I. Foighel, op. cit., p 56.

（一一）第三条、「いかなる当事国も次の条件が履行されないなら、直接的に又は間接的に他の当事国の国民からその財産を剥奪する措置をとってはならない」として、公益の原則・無差別の原則・補償支払いの原則等を条件としてあげる。が、同条のコメントは、「（a）第三条は黙示的に国際法の下で、国家が、その政治的・社会的又は経済的目的を遂行するに際して、

その領域にある財産を、外国人を含めてその所有者から剥奪する国家の主権的権利を承認する。かかる権利を否定することは―等しく国際法によって承認されているその独立及び自治の帰結として―その政治的及び社会的存在を規定する権力に干渉することになるであろう」と述べる（Draft Convention on the Protection of Foreign Property: Text with Notes and Comments, p 18― 2 Int'l Legal Materials (1963) p 241 ff）。

（一二）しかし、インドネシアはオランダ系企業の国有化に対するオランダの抗議に対して、その抗議はインドネシアの国内事項に対する許し難い干渉であると拒絶し（一九五九・四・八覚書）（54 A. J. I. L. (1960) p 485）、イランも又、主権行使に由来する石油産業の国有化は仲裁裁判に服しえず、いかなる国際機関もその問題を審理することは許されない、と主張した（C. Amerasinghe, op. cit., p 401）。このように、国有化の絶対的効力を主張する学説には、I Angel, On the Material Responsibility of States in the Event of Nationalisation, 12 Review of Contemporary Law (1965) p 74～76; K. Katzarov, The Validity of the Act of Nationalization in International Law, 22 Modern Law Review (1959) p 641; ― op. cit. Théorie, p 394～401; R. Bystricky, op. cit., p 19～26 等がある。

第二節　国有化の権利の行使

一、目的（公益の原則）

一、一般国際法が収用による外国人の財産剥奪に際して課す制約の第一は、それが公益のために又は公益に基づいてなされなければならないということである、と説かれてきた。例えば、「適法な収用であるためには、私有財産の強制的剥奪が、公益に基づいてなさなければならない」[一]、或いは、「［収用の］措置は、社会の『一般的福祉』を促進するように計画を立てられなければならず、その適法性は、『公共善（public good）』によって厳格に限定される」[二]と説かれ[三]、国家の実行も又、その適法性の要件として、収用が公益に基づくことを主張した[四]。更に、ダビド・ゴールデンベルク事件で、特別仲裁裁判所は、「軍事徴発は公益のための収用の特別の（sui generis）形態である。その

収用は、私有権尊重の原則に対する容認された抵触である。それは徴発についても同じである。この徴発は国際法上の不法行為とならないので、実定法の明文規定によって認められているのである」[五]、[六]として、ドイツ軍のとった措置は補償の問題を別にして、ひとまずは国際法に違反した行為ではないと判断した。この判決は、国際法が適法な収用は公益のためであるべきことを確認したけれども、公益の認定の規準については触れずに、軍事徴発が収用の類型の中に入ることを述べたにすぎなかった。

二、公益の内容に関して、チェン（B. Cheng）は、「何が公共の必要性を構成するかは静的概念ではなく、諸国家の実行によってひき出されるものである。高速道路及び道路、兵舎、公共基地の建設、国際義務の履行、宗教財産の世俗化、戦争遂行のための商、工業資源の流動化は国際裁判所が、本来的な公共の必要性の明白な事例として承認した」[七]と、国際法自らが収用における公益の規準を決定することを主張し[八]、その証拠として、スミス事件[九]で仲裁裁判所が、「収用手続は公共事業の目的のためではなかった。……その措置は形式的には自治体のとった手続であり、剝奪された財産は、表見的には公共事業のために直ちに被告会社にひき渡された。しかし、実際には、何ら公共事業に関係せずに、被告によって娯楽と私益のために使用された」、と判断して、損害賠償の支払いを命じた事実を挙げる。が、そこに検討された公益の要件は、キューバ国内法の規定から導入されたにすぎず、国際法が独自の基準をもって直接に公益について判断を下したのではなかった。[一〇]この点に関してノルウェー船徴発事件[一一]における常設国際仲裁裁判所の態度は一層明白である。すなわち、同裁判所は、国内法を適用するという基本的態度を明らかにして、[一二]アメリカ憲法修正第五条が、何人も公益に基づき、且つ正当な補償なしには、その私有財産を剝奪されない旨規定している点に言及して、アメリカのとった措置はエミネント・ドメインの権利に基づいている。すなわち、公益に基づいた措置であることを認めたのであった。[一三]この場合も、公益の存在は、国際法にではなく、国内法に求められたのである。

一方シュフェルト事件[一四]では、仲裁裁判官は、国際法は国内法によって拘束されないことを前提として、ガテマラがシュフェルト（Schfeldt）との契約を破棄する法を制定したことについて、「ガテマラ政府が欲し、そして適切と考える理由でいかなる法をも制定する権限を同政府は完全に有しているが、そのような理由は当裁判所とは関係がない。当裁判所は単に、かかる法令が、最善の根拠に基づいて制定されたとしても、外国人に不正を与えた場合に関係するにすぎない[一五]」、と述べて、収用が公益に合致する場合であっても、それは収用の国際法上の適法性の要件とはなりえないと判断した。このように、先例は公益の存在を無視するか、或いは公益に言及するにしても、紛争当事国の国内法の規定によって公益の存在の有無を確立したのであった。そして、ここで、注意しなければならないのは、収用が公益に基づかないことが国際法違反であるとされても、財産の返還を命じた判決が存在しないことである[一六]。かくして、先例からは、一般国際法上の原則として、国際法秩序における公益が、収用の要件であるとは断定しえない。すなわち、国際法が、公益の内容を国際法自身の規準に従って決定するとは云えないのである。

三、この結論は国有化に関してもそのまま妥当する。国家の実行も、国有化によって影響をうけた私人の本国は、公益の目的を外国人の財産の剝奪の要件とすることを主張したが[一七]、公益を決定する規準には触れることなく、公益の存在の必要性を強調するにとどまったのである[一八]。

公益は特定人の私人の利益ではなく、多数の又はより一般的な利益を意味する。公益は国家の本来的機能の一である国民の福祉のための活動にとって本質的である。その意味で、国家が私的経済関係に介入することが許され、同時に私有権の社会性が認識されなければならない。国有化は私有権の社会的機能を基本的要素として有している。そして、それぞれの国家の企図する理念及びその実現のための方法が異る以上、各国家によって公益の内容も異ならざるを得ない。それ故に、先にみた先例は、国内法上の公益に基づいて判断したのであった。国際法が国家にその政策決

定を国内管轄事項として承認する以上、公益についての評価の規準もまた国家の国内事項として、国家に委ねていると考えざるを得ない。(一九) すなわち、公益の問題は、国内法の問題であって、国際法はこの点について直接に介入することは許されず、従って、それが国有化の適法性の要件として主張されても、それは、国内法上の公益であって、国際法秩序の公益であると理解されてはならない。

(一) J. Kunz, op. cit., p 329.

(二) B. Cheng, op. cit., p 288～289.

(三) 参照、H. Shawcross, The Problems of Foreign Investment in International Law, 102 R. C. (1961—I) p 344; C. Anderson, op. cit., p 525; P. Adriaanse, op. cit., p 6. 及び田畑、前掲論文一〇頁、註一にあげる論文。

(四) 例えば、アメリカの中国に対する覚書（一九二二・三・二七）(G. Hackworth, 3 Digest of International Law (1942) p 654)。

(五) ハーグ第四条約第五二条、「現品徴発ハ…占領軍ノ需要ノ為ニスルニ非サレハ、市区町村又ハ住民ニ対シテ之ヲ要求スルコトヲ得ズ。」

(六) 1 Z. a. ö R. V. (1927—II) S. 93～94.

(七) B. Cheng, op. cit., p 289.

(八) マックネアもこのような例として、社会的・経済的福祉、公共事業、公衆衛生、私有地収用による国家防衛地帯の設定による国家の安全をあげる。が、この内、公衆衛生及び国家安全の措置は警察権行使による措置として正当化され、収用とは問題の次元を異にする。(L. McNair, The Seizure of Property and Enterprises in Indonesia, 6 N. T. I. R. (1959), p 243～244) 参照、J. Herz, op. cit., p 251～252.

(九) Walter Fletcher Smith v. The Compañia Urbanizadora del Parque y Palaya de Marianao (U.S.—Cuba; 1929), Annual Digest of International Law (1929/30) p 264ff; 24 A. J. I. L. (1930), p 384ff.

（一〇）判決は、キューバ憲法三二条が公益のために、且つ先行する補償がある場合以外は、何人もその財産を奪われないと規定していることを前提として、キューバの措置はその憲法にも、他の国内法にも違反した点を指摘している（Ibid., p 386）見よ、田畑、前掲一一頁、安藤仁介、「インドネシアによるオランダ系企業の国有化について」、前掲『外国資産』一〇七頁、G. White, op cit., p 6.

（一一）Norwegian Shipowners' Claim (1922.10.13) 17 A. J. I. L. (1923) p 362ff.

（一二）「当裁判所は、国内法が当事者平等の原則又は全ての文明国に共通している正義の原則に反しない場合には、両当事国の国内法を無視しえない。…裁判所はそれ故…アメリカの国内法を全く自由に無視すべしというノルウェーの主張には同意できない」（Ibid., p 384～385）。

（一三）Ibid., p 377,385ff.

（一四）P. W. Schfeldt Case (U. S.—Guatemala; 1930.7.24) 24 A. J. I. L. (1930) p 799ff.

（一五）Ibid., p 815.

（一六）L. Sohn and R. Baxter, Responsibility of States for Injuries of the Economic Interests of Aliens, 55 A. J. I. L. (1961) p 555.

（一七）例えば、一九三八年七月二一日付アメリカのメキシコへの覚書、（Int'l Conciliation, No 345 (1938), p 521）、一九五九年一二月一八日付オランダのインドネシアへの覚書（54 A. J. I. L. (1960) p 485）等。

（一八）しかし、アメリカの中国に対する抗議は、エミネント・ドメインの権利は公益のために行使されなければならないと述べ（G. Hackworth, 3 Digest, p 654）ている点から考えれば、アメリカの要求する公益も国内法上の公益を意味していたと考えられる。

（一九）J. Herz, op cit., p 253; J. Kunz, op. cit., p 253 n 30, n 31; P. Visscher, Les Aspects Juridique Fondamentaux de la Question de Suez, 62 R. G. D. I. P. (1958) p 327～328. 参照、A. Fachiri, Expropriation and International Law, 6 B. Y. I. L. (1925) p 170～171.

二、対象の決定（無差別の原則）

一、以上のように、公益の存在は、国有化の適法性の要件としては、国内法上の公益の要件にすぎないことが明らかになった。しかし、このことは、国有化が特定の外国人の財産のみを剝奪することが、国家の一般的利益に資するという理由で、それを国有化することを正当化しない。このような措置は国際法上の外国人保護義務に違反する。その保護義務については、国際標準主義と国内標準主義とが対立しているが、[一]自国民の財産を国有化せずに、外国人の財産のみを国有化することは、両主義の立場から認められない。[二]

他方、国際法は、個人と国家との関係ではなく、平等な主体としての国家間の関係を規律するので、外国人の権利享有に関して、その滞在国は外国人の国籍によって外国人相互の間で差別をすることは許されない。[三]が、その場合、条約によって特定国の国民の財産を国有化しない旨規定している場合には、その制限に服し、通商条約等で、最恵国待遇が一定の外国人に認められれば、その限りにおいて、最恵国待遇を規定しない条約締結国の国民との間に差別が認められる。逆に、最恵国条項を有する条項締結国の国民相互の間の差別は許されない。[四]

二、国有化の対象が、個別的に決定される、すなわち、法によって特定される、[五]或いは一般的な法の適用によって決定される場合[六]とを問わずに、無差別の原則は適用される。特に後者の場合、表現的には一般的であっても、その適用において外国人の財産のみを国有化する場合には、差別的取扱いの問題の生ずる余地がある。が、その場合に、はたして国籍による差別があったか否かは、具体的に検討されなければならない。常設国際司法裁判所が差別禁止が実効的であるためには、法におけると同様、事実においても差別がないことを保障しなければならない。すなわち、「文言上は一般的適用であるが、実際はポーランド人及びポーランドで出生し、又はその言語を話す人々に向けられた措置は〔差別の〕禁止に違反する」[七]と述べたのは、この意味においてであった。先に引用したノルウエー船徴発事件

においても、法規の段階では、差別的でないことを認めた後に、アメリカが、当時に同国にあった七〇隻のオランダ船に対しては徴発でなく、自発的合意による使用のみを行なった点について、ノルウエーは同一の取扱いがなされるべき事を主張したが、裁判所は、「それらオランダ船は、完成していなかったのみならず、徴発時にそれらはオランダ国籍で登記されていた。(八)他方、〔ノルウエーの〕請求者は『建造中の船舶』を所有していたにすぎなかった」(九)、と述べて差別を否定した。このように、差別があったか否かは、単に法規のみから判断しえず、個々の場合のメリットに基づいて決定される問題である。(一〇)

従って、結果的には、外国人のみが、又は特定の外国人のみが、その財産を剝奪された場合であっても、個々の事情を検討する必要がある。(一一)すなわち、そこでは比較の対象が異る場合には、異る規準で扱われることを要求する平等原則が満足されているか否かが決定されなければならない。つまり、一定の規準による類型化を行ない、同一類型に入るものは国籍に関係なく同一の態様で取り扱われなければならない。が、この場合、同一類型の中に比較の対象がなければ、差別の問題は生じない。これは、エジプトのスエズ運河国有化が問題となった際、国有化の影響をうけた国家も、その措置が差別的であることを正式にとりあげず、(一二)学説も又そのことを否定している事実によって裏書きされる。

三、国有化は、その主たる目的が経済的な一般利益をもたらすことにあるので、その対象は、国有化における利益の貢献を考慮して決定されることは当然であり、類型化の規準も又その点に求められるであろう。例えば、一九五一年のイランの国有化法は、「イラン国内の全ての石油産業を国有化」(一三)すると宣言しており、アングロ、イラニアン石油会社（Anglo-Iranian Oil Company）の他に、ソ連とイランとの合弁による石油会社があったにも拘わらず、前者のみが国有化された。(一四)この点について、イギリスは、イランの措置は差別的であると主張した。(一五)が、イギリス自体

認めるように、後者は極めて小規模であり、且つ国有化当時操業を停止しており、[一六]両会社を同一の類型の範ちゅうに入れることは、その規模の点からも、つまり国有化による利益の貢献の点からも困難であろう。逆に、このように無視しえる程小規模な企業を共に国有化しないことを以って差別的とするのは、不当に国有化の権利を制約することになるであろう。[一七]

しかし、例えば、キューバの一九六〇年七月六日の法第八五一号の場合には、法自身がアメリカ系企業の国有化措置が適当であると宣言し、その国有化措置についての権限を大統領及び首相に付与している点から、明らかに、アメリカ系企業のみを対象としている。他方、キューバには、アメリカ系企業と競合するオランダ、イギリス系企業も存在し、それらは差押えられたままで、国有化されなかった。[一八]この場合には、米国系企業と他の企業とが、同一の範ちゅうに類型化しえるにも拘わらず、前者のみを国有化の対象としたことは明らかに差別的であると云える。[一九]同じことは、一九五八年の「インドネシアにあるオランダ系企業の国有化に関する法律」に基づくオランダ系企業の国有化についても云える。[二〇]

（一）参照、香西茂、「外人財産収用と国際法」（法学論叢、第六一巻三号、昭和三〇・三一年）二三～三四頁。

（二）F. Williams, op. cit., p 28.

（三）K. Katzarov, op. cit., 22 Modern Law Rev. (1959), p 643.

（四）このような例は稀であるが、例えば、ルーマニアの一九四年六月一一日の国有化法第五条は、「平和条約の適用又は戦争状態によって生じた賠償の支払いによってその財産を得た国家、連合国国民」に属する企業・利益は国有化しないと規定されていたが、これは実際にはソビエトの取得したものにしか適用されなかった（K. Katzarov, op. cit. Théorie, p 63）。一方、一九四七年二月一〇日のルーマニアと連合国との平和条約によってルーマニアは連合国国民に最恵国待遇を与えることを義務づけられていた（三一（C）条）ので、アメリカは二度にわたり、ルーマニアの措置は平和条約に規定する最恵

国条項に反するので、被国有化財産を旧所有者に返還することを要求して抗議した（I. Foighel, op. cit., p 51）。

（五）例えば、エジプトの一九五六年七月二六日法第二八五号第一条は、「万国スエズ海洋運河会社は、この法によって国有化される」、と明記する（The Suez Canal, A Selectiton of Documents Relating to the International Status of the Suez Canal Company, November 30,1854—July 26,1956（1956）p 42）。同様に一九四五年一二月二日のフランスの国有化法は、フランス銀行と他の四つの商業銀行を特定して国有化した（M. Myers, The Nationalization of Banks in France, 64 Political Science Quarterly（1949）p 197°　一九六五年三月四日のシリア石油国有化法も九つの石油会社の国有化を宣言する（4 Int'l Legal Materials（1965）p 456）。

（六）殆んどの国有化法はこの部類に属するが、大別すれば、一定部門を全て国有化する場合と、その部門の一定規模以上の企業・財産を国有化する場合とに分かれる。前者の例としては、ブルガリア（一九四二・一二・二）の銀行・鉱山・鉱業、フランス（一九四五・六・二六）の航空、イギリス（一九四七）石炭・運輸・電気及び一九四九年の鉄鋼業、イラン（一九五一）、メキシコ（一九三八）、セイロン（一九六一）の石油産業等々の各国有化があり、後者の例としては、フランス（一九四六）の電気・ガス事業国有化法は生産規模により、ハンガリー（一九四八・四・二九）の国有化法は従業員一〇〇人以上の企業の国有化（翌年には一〇人以上の規模の企業に迄拡大された）等がある。

（七）Series A／B 44, p 28. 類似の見解は、B 6, p 24; A／B 61, p 243; A／B 64, p 19 でも述べられている。

（八）17 A. J. I. L.（1923）p 388.

（九）Ibid., p 39.

（一〇）Series A／B 44, p 28.

（一一）しかしヘルツは結果的に外国人にのみ影響を与えれば差別が明白であると隠されているとを問わないと主張し（J. Herz, op. cit., p 249）、フリードマン、クンツは事実上の差別を重視する（S. Friedman, op. cit., p 192; J. Kunz, op. cit., 379）。しかし、フォイヘルは逆の立場をとり、形式的平等が与えられていれば、外国人が損害をうけても差別の問題は生じないという態度をとる（I. Foighel, op. cit., p 47～48）。

（一二）香西茂、「スエズ国有化の法的諸問題」（前掲『外国資産』）七六頁、G. White, op. cit., p 136.

（一三）Ibid., p 137 田畑、前掲、一六～一七頁、香西、前掲「スエズ国有化」七六頁、

（一四）一九五一年五月二日国有化施行法第二条「［イラン］政府は混合委員会の監督の下に直ちに旧アングロ・イラニアン石油会社から財産を剥奪しなければならない」。
（一五）G. White, op. cit., p 132.
（一六）田畑、前掲、一八頁。
（一七）同前、一八～一九頁。
（一八）色摩、前掲、一五五頁以下。
（一九）参照、43 U. S. Dept. State Bull. (1960. 8. 1) p 171.
（二〇）安藤、前掲、一二九～一三一頁。

三、国有化の権利行使の態容

一、収用或いは国有化は、行政機関によって実施されるが、その行政機関は憲法及び収用又は国有化に関する法によって、一定の裁量権を与えられ、且つそれらの法規によって規制される。従って、行政機関は法の定める範囲内で収用或いは国有化を実施しなければ、国内法に違反し、結果的に国際法上もその措置は適法とはいえない。外国人の財産を剥奪する機関は善意にその措置を行うことを要求され、同時に過失なく実施しなければならない。(二)例えば、公益に関しても「法における明白な権限なしに政府官吏による特別の（ad hoc）公益の決定を排除するために、『収用の時に一般的に適用されている法によって明白に承認されている』言辞によって制限され」(三)なければならない。すなわち、公益の概念は先に見たように、国内法上の概念であるにしても、それを曲解することは許されず、(三)かかる行為は恣意的な措置として国際法上許されない。(四)

二、国有化の一般的特徴は、国有化が憲法と密接に結合している点に求められる。それは社会・経済制度の改革に関しては単なる行政機関の行為ではなく、憲法或いは立法行為に基づかなければならないことを意味する。それ故、

憲法が一定の産業部門又は資源を国有化又は人民所有であることを宣言[五]し、或いは国有化に関する法が、国有化の対象となる経済部門或いは企業を宣言した場合には、それを実施する機関は、法の規定するところに従って、国有化を実施しなければならず、公益の目的及び対象の決定に関しては何ら裁量する余地はないと云える。その意味で、アメリカが一九六〇年のキューバのアメリカ系企業国有化の権限を行政機関に付与する法律に対して抗議したのは[六]、キューバのその法の制定そのものに対してであったし、インドネシアの国有化に対するオランダの一九五九年の抗議[七]、或いは、スエズ運河国有化に際してのエジプトに対するアメリカ・イギリス・フランスの声明[八]も、国有化の採用それ自体を抗議の対象としたのであった。そして、ここで注意すべきは、例えばアメリカのキューバに対する抗議は、キューバの法はアメリカの大統領及び議会のとった行為に対抗して制定され、キューバのアメリカに対する敵対的態度に起因するので、その法の制定は恣意的（arbitrary）であると述べた点である。同様に、エジプトに対する三国声明もスエズ運河国有化は「恣意的で且つ一方的」であると抗議して、国有化の採用を規定した法、すなわち、立法機関の国有化権行使の態容を問題としたのである。これに対応して、学説においても、国有化の採用は善意でなければならない[九]、或いは、恣意的国有化は許されない、と説かれる[一〇]。更に、フィユ（G. Fouilloux）は、権利濫用（abus de droit）の理論[一一]を援用して、その禁止は外国人の私有権保護及び、国際社会の利益をも確保するとして、人権及び外国人の取扱いの観点から、権利濫用による国有化は許されないと説く[一二]。そして、彼は更に、国家は国際法によって認められた排他的権能を、人権を尊重するような目的を志向して行使しなければならず、その権能を他の目的で行使して国有化を行うことは、権能詐取（detournement de pouvoir）[一三]を犯すことになる、として権能詐取の概念を国有化に適用する。すなわち、国有化の目的は一般的な私有権の自由の制限による私有権制度への作用にあるので、外国との政治関係を考慮して国有化を行うことは国有化の目的に反する[一四]。更に、国有化は収用とは異って、既にある法の適用

によってなされるのではないので、新しい国有化法は有利に思われる方法を採用しうる。それ故、その方法が国有化の目的に合致しない場合があり、それは手続詐取（detournement de procédure）である、として、国有化法が国有化により損害をうけた私人に対して、補償額決定の手続に参加させないことを規定し、又は補償の支払いを拒否する規定を有する場合を挙げる。(一五)(一六)

三、このような権利濫用、権能詐取の理論は、法益との考慮において、行為者の違法性を見出すという点で、従来の過失責任主義を一歩進め、結果責任論に近い立場をとるといえる。が、その理論も、権利行使の主体の意思に違法性を見出す点で、やはり、その主体の culpa を責任要素として考慮しなければならない。国有化は先述の如く、新しい法の制度によってなされ、それは単なる行政行為ではなく、国家の経済、社会組織に関する立法であるが故に、行政機関ではなく、立法機関による制定が要求される。少くとも、その法律の効力発生の要件として立法機関の承認が要求される。が、立法機関は複数の個人からなり、その法の制定、承認は一定の目的を志向する集合行為の結果である。このような集合行為の中に、culpa という個人の心理的要素を介入させることは理論上困難と云わざるを得ない。(一七)それは立法行為という集合的行為の結果であって、それ自体客観的であり、このような場合に云われる国家意思は、法の意思に他ならず、法の意思は、法の規定そのものを意味すると解すべきである。国家責任は、国際社会が国家平等の原則の上に成立している、すなわち、国家はその管轄権内の事項に関しては自由に処理しうるという領土主権の反作用として考えられる以上、国家がその主権を行使することによって、国際社会の法益を侵害すれば、直接にその侵害について責任を負わなければならない。が、それは、法益を侵害するについて、culpa が介在したからではなく、国際法が一定の国際法益を侵害しないことを国家に義務づけ、国家がその義務に違反したからに他ならない。国家の立法機関は、国際義務を満足できるものでなければならないし、国内法は国際義務違反に対する抗弁とはなりえな

いという国際法の原則は、国際義務不履行に対しては、立法機関の態容を問題とせずに、責任を課す趣旨であると解される。[一八]

ラ・プラデル（La Pradelle）は、権利濫用の原則の一として、国有化は改革を目的とするから、外国に対する特別の考慮が介在してはならない。誠実に改革のために行うことが必要であることを主張する。[一九]が、国有化を立法機関が採用するという原因行為と、国際法が国有化を許容するのは公益のためである、という目的との関係は、先述のように、何が公益であるかは各国家の自由な決定に委任されているので、国内法上のものであり、[二〇]国際法が介入するのは、彼自身が述べるように、右のことから生ずる外国人に対する差別の問題が生じた時である。なぜなら、国際法益の比較衡量という点からは、公益のためでない国有化（原因行為）は、特定の外国人を差別してはならないという法益との関係でしか問題とならないからである。しかし、差別的取扱いは、既に検討したように、国際不法行為であり、その場合には、国有化国の態容のいかんと問わず責任は免れえない。或いは、補償の支払を国有化法が規定しないからという理由で、無補償の国有化を行うことは、その法を制定した立法機関に権利濫用があるからではなく、国際法が没収を禁ずるが故に、国際法違反となり、国家責任が生ずるにすぎない。それ故、権利濫用、権能詐取という原因行為に違法性を求めることは裁量権がある場合には、考慮する余地はあるが、それは、culpa という心理要素を含む故に、意思能力ある個人たる機関の行為による場合にのみ問題となり、立法機関の行為、すなわち集合行為の場合には問題となりえない。

（一）例えばド・サブラ（De Sabla）事件で、アメリカ・パナマ請求委員会は、公有地のみに適用すべきパナマの土地法を私有地に適用したのは政府官吏の過失によって私有権保護が拒否されたことになることを指摘する（28 A. J. I. L.（1934）p 604～605）。

(二) L. Sohn and R. Baxter, op. cit., p 556.

(三) International Law Association, Report of 34 th Conference, London (1926) p 327～328;——Report of 36 th. Conference, New York (1930) p 362.

(四) J. Herz, op. cit., p 248.

(五) 例えば、一九四八年ルーマニア憲法は前文で、地下資源・運輸電信は人民の共有の財産であることを宣言し、第一一条は、「一般的利益がある場合には、自然人又は法人の私有する生産手段、銀行、及び保険会社は……国家の所有…とすることができる」と規定する (G. Fouilloux, op. cit., p 100)。メキシコ憲法については序節註 (一〇) を見よ、参照 K. Katzarov, op. cit., Théorie, p 176ff, 199 ff.

(六) 一九六〇年七月一六日付覚書 (43 U. S. Dept. of State Bull. (1960) p 171)

(七) 一九五九年一二月一八日付覚書 (54 A. J. I. L. (1960) p 484 ff)

(八) 一九五六年八月二日付声明 (7 Archiv des Völkerrechts (1958/59) S. 148.

(九) C. Amerasinghe, op. cit., p 404.

(一〇) C. Olmstead, op. cit., p 1135.

(一一) 権利濫用の概念は国際法に定着した概念とは云えないが、それを説く学者は多い。例えば、C. Rousseau, Droit International Public (1953), p 70～71; H. Lauterpacht, The Function of the Internatinal Community (1966), p 286～306; P. Guggenheim, Traité de Droit International, T. 1 (1953), p 154～155; B. Cheng, General Principle of Law as Applied by International Courts and Tribunals (1953) p 121～136; 名島芳、「国際法における権利濫用」(一九六六年)、八五頁以下。

(一二) G. Fouilloux, op. cit., p 239～251.

(一三) 権能詐取はフランス公法の概念で権限踰越の一形態、すなわち、法が機関に与えた目的とは別の目的で、その機関がその法を適用する、つまり、法の目的とその実施機関の目的が異る場合を云うとされ、それは私法上の権利濫用に極めて類似する。権能詐取はその規準及び帰結において権利濫用よりもゆるやかに解され、従って、権利濫用よりも一層結果責任に近似する考え方といえる (N. Politis, Le Problem des Limitations de la Souveraintè et la Théorie de l'Abus des

Droits dans les Rapports Internationaux, 6 R. C. (1925—I) p 84～85; G. Fouilloux. op. cit., p 268)。

(一四) Ibid., p 260～263.

(一五) Ibid.,p 260,261,263～268.

(一六) ラ・プラデルも、両者を区別しないが、権利濫用及び権能詐取の概念を国有化に適用する (La Pradelle, op. cit., p 55)。

(一七) culpa の認定の困難さという実際的理由もこの場合には考慮されなければならないであろう。見よ、水垣進「国家責任論」(昭和一三年) 七一～七二頁、田畑茂二郎「国際責任における過失の問題」(横田先生還暦祝賀『現代国際法の課題』昭和三三年) 三七〇頁等。

(一八) Series A 24, p 12; A／B 46, p 67; C. Eagleton, The Responsibility of States in International Law (1928) p 67; E. Borchard, The Diplomatic Protection of Citizens Abroad (1928) p 181.

(一九) La Pradelle, op. cit., p 55.

(二〇) キューバの一九六〇年七月六日の法は、その前文で国民経済の正当防衛の必要を強調し、第三条は、公共の必要、用途及び国家的利益のために国有化が行なわれることを宣言し (色摩、前掲、一六三頁)、インドネシアの一九五八年法第八六号 (オランダ系企業の国有化) も、やはり、その国有化がインドネシア国民にできる限り多大の利益を与え、国家の安全と防禦を固めることを意図して行なわれると宣言している (安藤、前掲、一二七頁) し、他方、エジプトの国有化も、ダム建設が同国の経済にとって必要不可欠であり、その建設費を得るために国有化を行なったという点では、国内法上の公益に合致した国有化と云いうるであろう (香西、前掲、「スエズ運河」七六～七七頁)。

第三節　国有化の効果

一、条　約

一、国際法は pacta sunt servanda の原則の上に存立しているので、条約によって、締約国の国民の財産を収用

又は国有化しないことが規定される場合に、それに違反してなされた財産剝奪の措置は、当然に国際法違反となる。国有化の効果は条約には及びえないのである。常設国際司法裁判所は、この点について「当裁判所がジュネーブ条約に違反すると判断したポーランドの行為は収用ではない」として、たとえ、その条約に規定する補償が支払われても、適法とはならないと判決した。(一)(二)

二、エジプトのスエズ運河国有化に際して、運河会社、フランス及びイギリスは、エジプトが運河会社に与えたコンセッションは一八八一年のスエズ運河に関するコンスタンティーノープル条約と一体をなしているので、(三)エジプトの運河国有化法は、条約違反であると主張した。(四)しかし、同条約にはそのコンセッションを条約と一体にする旨の明示的規定は存在していないのである。国家の主権の一と考えられている国有化の権利を条約によって制限されているとする場合には、明示の規定がある場合に限り、そしてその解釈についても制限的になされる、すなわち、国有化を行う国に不利とならないように解されねばならないであろう。

(一) Series A 7, p 46.

(二) 適法な収用には補償が必要であることを認めた先例として引用されるシシリー硫黄専売事件 (Sicilian Sulphur Monopoly Case) は実際には両シシリー王国が一八一六年にイギリスとの間に締結した条約に違反してイギリス人に損害を与えた点が問題となったのであった (I. L. A. Report of 34th Conference (1926) p 236. 田畑、前掲「国有化」三三頁)。

(三) 見よ、香西、前掲「スエズ運河」、六一頁以下、G. White, op. cit., p 158ff; G. Fouilloux, op. cit., p 339ff.

(四) G. White, op. cit., p 157.

二、コンセッション(一)

一、これ迄に収用又は国有化された外国人の財産、企業は、国有化国がそのコンセッションを破棄して国有化した場合が極めて多い。その意味で、コンセッションは国有化と密接に関係するが、(二)コンセッションの存在が国有化に対する国家の権利を制限しえるか、すなわち、適法な国有化はコンセッションにその効果を及ぼしうるかについては議論がある。例えば、カールストン（K. Carlston）は、「契約は財産の範ちゅうに含まれるものとは異った法的性質の利益を含み、財産の範ちゅうに含まれるのとは別の問題を生ずる」、すなわち、「国有化国が外国人との間に結んだコンセッションを一方的に、その期限満了前に破棄することは、特にそれが契約上の権利の行使というよりは、主張された主権を行使してかかる契約を終了させるという意味で、直接的な国際法違反である」(三)と主張する。或いは、条約に適用される pacta sunt servanda の原則が外国人との契約にも適用される国際法の原則があるので、国家が自由にひき受けた契約は、条約上の義務と同様に国家を拘束するとも主張される。(四)(五)

二、が、このような主張を認めることは、契約当事者たる外国人に、国家と同一の国際法上の地位を認めることになり、それは現代国際法の基本原理と矛盾することになる。それは、グッゲンハイム（P. Guggenheim）の指摘するように、国際法秩序に関して最も堅固に確立された概念を動揺させることになろう。(六)

コンセッションは、外国人との契約という点では国際的であるが、国家間の契約ではない。(七)従って、国際法上、条約と同じ効果を与えるとは云い難い。(八)例えば、アングロ・イラニアン石油会社事件で、イギリスが一九三三年に締結されたイラン政府とアングロ・ペルシャ石油会社との協定は、(九)イラン政府と同会社との間のコンセッションであり、同時に両政府間の条約であるという二重の性質を有する、と主張したのに対し、国際司法裁判所は、「イラン政府とアングロ・ペルシャ石油会社との間で署名された契約が二重の性質をもつという見解を認めることができない。それは、政府と外国会社とのコンセッション契約であるにすぎない。イギリスは、この契約の当事者ではなく、イラン政

府とイギリス政府との間には、何ら契約関係は存在しない。……イラン政府と会社の代表が署名しているその文書は、唯一つの目的をもっている。すなわち、コンセッションに関してイラン政府と会社との間を規律する目的である。これは決して、両政府間の関係を規律しない」[一〇]、と述べて、コンセッションが条約と同じ地位にないことを明らかにした。他方、常設国際司法裁判所は、セルビア国債事件で「国際法主体としての資格で、国家間に結ばれた契約でないものは、国内法に基礎を有している。……[どこの法に基づくかに関する]規則は数ケ国に共通な場合もあり、国際条約又は慣習によって確定される場合もあり、後者の場合には、国家間の関係を規律する真の国際法の性質を有する。しかし、これを除けば、前述の規則は国内法の一部を形成する」[一一]、と述べて、セルビア法を適用した。ここで、裁判所は、コンセッションが国内法上の地位を有することを確認したのである。[一二]このことは、契約上の請求に関しては、先ず、国内救済が尽くされなければならないとほぼ一致して主張されてきたこと[一三]からも承認しえる。

三、従って、例えば、コンセッションに関する紛争が、「常設国際司法裁判所規程第三八条に含まれる諸原則に基づいて」解釈される[一四]、というように、国内法をコンセッションに関する規則から除外しているように見える場合であっても、それは、コンセッションが国際法の内容を受容したにすぎず、その紛争は、その規定する原則に従って解決されなければならないであろうが、そのことは、コンセッションに国際法上の地位を与えると解されてはいない。[一五]従って、コンセッションは原則として、国家の国有化の権利に制限を課すことはできない。[一六]すなわち、国有化の効果はコンセッションにも及ぶと結論しえる。[一七][一八]しかし、そのコンセッションが条約によって保障されている場合には、この限りではない。[一九]

（一）通常、権利契約、特許等とも呼ばれるが、ここでは国家と外国人との間に締結された契約、それ故、投資協定等も含んで

考える。投資協定の一般的特徴に関して、見よ、L. McNair, The General Principles of Law Recognized by Civilized Nations, 33 B. Y. I. L. (1957) p 2～4.

(二) 更に、コンセッション破棄は、それによって得られた既得権を侵害するという意味で、既得権尊重の原則とも関連する。見よ、I. L. A., Report of 36th Conference (1930) p 310～314; G. Schwarzenberger, The Protection of British Property Abroad, 5 Current Legal Problems (1951) p 312.

(三) K. Carlston, Nationalization, An Analytical Approach, 54 Northwestern Univ. Law Review (1959/60) p 428. Cf. ——, Concession Agreement and Nationalization, 52 A. J. I. L. (1958) p 260～279. 田畑茂二郎、「コンセッションの破棄と国際責任」（前原光雄教授還暦記念『国際法学の諸問題』、昭和三八年）一六三～一六六頁。

(四) 国際法協会第四八回会議で、同協会アメリカ支部の一致した見解として発表された（I. L. A., Report of 48th Conference, New York, (1958) p 141～142）。

(五) この他、契約の双務性（C. Olmsterd, op. cit., p 1136）、或はその締結に際して外国人の側にも、その背後に国家が介入しているので、条約と同じ効果を認めなければならない（H. Shawcross, op. cit., p 351～352）という見解などがある。参照、A. Fatouros, Legal Security for International Investment, W. Friedmann ed., Legal Aspects of Foreign Investment (1959) p 721～722; 国際法学会における討論、（44 — II Annuaire (1952), p 311～314, 508; G. Kaeckenbeeck, op. cit., p 15.

(六) 44 — II Annuaire (1952) p 315.

(七) L. McNair, op. cit., 33 B. Y. I. L. (1957) p 3.

(八) L. Sohn and R. Baxter, op. cit., p 569.

(九) その第一条により、会社はペルシャでの石油の開発、採掘、精製等の排他的権利を与えられ、二一条は「このコンセッションは［ペルシャ］政府によって無効とされず、これに含まれる規定は将来の一般的又は特別の立法によっても、行政措置又は、執行権の他の類似の措置によっても変更されない」、第二六条は「このコンセッションは、その実施の日から会社に許与され、一九九三年一二月三一日に終了する。会社がこのコンセッションを放棄するか、或いは、仲裁裁判所がこのコンセッション行使についての会社の落度に基づいて、このコンセッションを無効と宣言する場合の他は、このコンセッション

は一九九三年一二月三一日以前には終了しない」と定める。（比較法雑誌、第二巻（一九五四年）三一一～三二六頁、）

（一〇）L. Green, International Law through the Cases, 2nd. ed. (1959) p 542.

（一一）Series A 20, p 41.

（一二）こうして、コンセッションは国内法上の適用をうけることになるが、それが私法・公法のいずれの適用をうけるかについては、個々のコンセッションによって異る（A. Fatouros, op. cit., p 718; L. McNare, op. cit., 33 B. Y. I. L. (1957) p 3）が、フリードマンは公的契約と考えることを主張する（W. Friedmann, Social Conflict and Protection of Foreign Investment, Proceebings of American Socity of International Law (1963) p 128～129）。参照、The Arbitation of Posts anb Telegraphs of the Republic of Czechoslovakia v. the Radio Corporation of America (30 A. J. I. L. (1936) p 523～524)。

（一三）例えば、ボーチャードの報告した国家責任に関する条約草案第八条（23 A. J. I. L. (1929) Spe. Supp. p 134), E. Borchard, op. cit., p 281; C. Eagleton, op. cit., p 160～168; A. Fatouros, op. cit., p 719; S. Visscher, Théories et Realités du Droit International Public (1953) p 237. 先例として、見よ、Ziat Ben Kiran Case (Annual Digest (1923／24) Cace No. 87). 一方、国家の実行においても、例えばアメリカは最初、単なる契約違反は国際不法行為とは考えず（C. Eagleton, op. cit., p 161）、アメリカ「政府は外国政府との契約から生ずる請求について周旋なしに介入することはまれで」あった（F. Wharton, 2 A Digest of Internal Law of the United States (1887), p 655）。

（一四）一九三三年のイランとアングロ・ペルシャ石油会社とのコンセッション第二二（F）条。

（一五）田畑、前掲「コンセッション」一七五、一七七頁註（三）、L. Sohn and R. Baxter, op. cit., p 569. 参照、McNair, op. cit., 33 B. Y. I. L. (1957) p 4～10.

（一六）C. Amerasinghe op. cit., p 402.

（一七）F. Mann, States Contracts and States Responsibility, 54 A. J. I. L. (1960) p 591; G. White, op. cit., p 178.

（一八）契約の没収的破棄に関して、アメリカはその破棄自身が国際不法行為となるという態度をとってきた（C. Eagleton,

op. cit., p 165）が、その請求は「正確にいえば契約に基づいているのではなく、事実上その財産の没収となるチリ政府の行為に基づく」（一八九五年六月二八日、アメリカからチリへの覚書）（J. Moore, 6 Digest of International Law (1906) p 729）のであって、そこでは財産の没収という観点からコンセッション破棄が捉えられており、没収が国際法に違反するので、結果的にコンセッション破棄も国際法違反と解したからであろう。同様に、デラゴラ湾事件に関してイギリスがポルトガルに対して行なった抗議も、イギリスは、「ポルトガルがコンセッションを破棄し、既に建設された路線を没収する権利をもたなかったと考える。…イギリスの投資家はイギリスの会社に属する線路及び物資のポルトガル政府による強制的没収の結果、甚大なる不当な損害を受けた。…それ故、その不当な損害についてイギリス政府は、ポルトガル政府からの補償を要求しなければならない…」（5 A British Digest of International Law (Phase I) (1965) p 540～541）、と没収という点に重点がおかれているように思われる。

（一九）常設国際司法裁判所は、イギリスがマヴロマティスのコンセッションを保持する義務をローザンヌ条約の議定書によって負っていたにも拘わらずそのコンセッションに害を与える可能性のあるコンセッションを他の者に与えたことは、イギリスがその議定書に署名した時に負った義務に違反すると判断した（Series A 5, p 32ff, inter alia p 40）。

第四節　補償の義務

一、古典的収用に関して、補償支払いの義務があることは疑いがないようにみえる。例えば、モロッコ国境事件[一]で、仲裁裁判官は、外国人の財産の収用に関して、国際法の下では外国人は正当な（just）補償なしにその財産を剝奪されえないと判示し[二]、ド・サブラ事件[三]では、「保障なしに外国人からその財産を剝奪する政府の行為が国際責任を生ぜしめることは明らかである」[四]、と述べて、パナマに補償の支払いを命じた。換言すれば、収用する権利は、「実際においては補償を支払うという条件で取得されたにすぎず、補償を行う義務から離れては権利として存在しない」[五]と考えられているのである。[六]このように、古典的収用においては、補償が収用の適法性の要件として考えられ、[七]厳格

に云えば、事前の支払いが主張されることになる。(八)

二、国有化についての国家の実行も、資本輸出国は、自国民の財産の剥奪という点にのみ着目して、常に補償の支払いを要求している。例えば、アメリカはメキシコに対して行ったと全く同じ態度で一九六三年にセイロンが「セイロン石油公社法（一九六一）」の改正案を議会に提出した際にも、補償支払いの義務を要求した。(九)(一〇)これに対応して、例えば、コレウイン（A. Kollewijn）は、「すべての国家は、たとえ外国人に属するものであっても、その領域内にある財産を国有化する権利を有するが、そのような国有化には迅速な、適切な且つ実効的な補償が伴なわなければならないということは、承認されている規則である」と述べて彼の論文の出発点とする。(一一)このように、古典的収用に適用されていたと同じ原則を国有化の場合にも適用する見解は少なくない。(一二)

三、他方、ウイリアムズ（J. Williams）は、いくつかの先例から、「外国人たる所有権者との関係において、国家が拘束される条約又は他の契約あるいは準（quasi）契約上の義務が存在しない限り、国際法の一般原則は、国家に完全な（full）又は『適切な（adequate）』補償を条件としない収用を行なわないことを強制しない」と結論した。(一三)更に、フリードマン（S. Friedman）は、「国家の実行からは、自国民であれ外国人であれ、その改革の結果、収用された財産の所有者は補償されなければならない法的拘束力のある規則を引き出すことは不可能である」(一四)、と考えるに至った。同様に、メキシコは、一九三八年にアメリカが行ったメキシコの農地改革についての抗議に対して、「国際法においては、メキシコが……行なったような一般的、且つ非人格的な（general and impersonal）性質の収用について、即時の、或いは遅延した補償でさえも義務づける……普遍的な規則は存在しない」(一五)し、「適切な補償を与える義務を課すという……原則は存在しない」(一六)、と反論し、後にアメリカに適切な補償を支払うことに合意したが、(一七)その合意は、メキシコは適切な態様で補償を与える義務があるが、それはメキシコの法に従って行なうにすぎず、

その支払いの時及び態様は国内法によって決定されるという主張を撤回してなされた訳ではなかった。[一八] つまり、アメリカが主張するように、古典的収用に適用される国際法の原則に従ってなされる補償の支払いを認めたとは断定し難いのである。[一九]

四、多くの国有化国は、国有化の影響をうけた外国人に対して補償を支払ったけれども、それは被害者の本国との補償条約による場合が多かった。[二〇] そして、その補償条約締結の動機は、政治的、経済的動機に基づくものが多く、[二一] 国際法上の義務の履行として締結されたか否かを知ることは困難に思われる。[二二] が、このことは、「国家が、被国有化財産について補償支払いをひきうけるにしても、それは国際法の強制下の行為ではなく、政治的、経済的又はその他の理由で……補償を支払うことに合意することを選択するから」[二三]、ということを必ずしも意味しない。[二四] たとえば、メキシコの主張も、没収を禁ずる国際法を否定した訳ではなく、補償額の算定及び支払いの時期に関して、従来の国際法の規則が一般的、非人格的収用に適用し難いと反論したにすぎなかったし、[二五] 更に、オランダ系企業の国有化に際してインドネシアは、「政府はその措置が国際法によって承認されているので国有化を選択した。そのもっとも重要な条件は補償であり、それは当政府により支払われる。それ故、政府が没収し、又は盗まれたという非難は根拠がない」、と宣言し、国際法の枠内で、且つ暫定憲法に従ってなされる補償は、国有化措置と分離しえないとして、補償の支払いを提案しているのである。[二六] このような国有化国の態度は、第一七回国連総会での決議一八〇三の中にも表われている。その決議は、天然資源についての国家の永久的主権、国有化の権利を認めた後に、国有化等がなされた場合には、「[旧] 所有者は、その主権を行使してかかる措置を行なった国家の施行されている規則及び国際法に従って、適切な補償を受ける」[二七]、と宣言したが、この決議には多くの国有化国は反対しなかった。[二八]

ポーランドとチェコスロバキアは一九五八年に補償条約を締結した。[二九] その条約は、ポーランドとチェコスロバキア

の国有化、収用等によって同条約署名の日迄に生じた両国の義務の履行を完了することを目的とし（第二条）、この条約により解決される財産の範囲を定めて、両国は補償請求及び補償義務の確認のためにすべての援助を与えることを定めている（第九条）のである。このように、両国が国有化等から生ずる請求を解決するために条約を締結したこと自体、国家間の関係では補償義務があることを認めているとはいえないであろうか。同じ体制を有する国家間では、従来云われてきたような政治的・経済的妥協を必要とすることはないのである。更に、補償が、国内法によってのみ支払われるなら、国内法で補償の支払いを規定しない限り、補償請求権を生じない。それ故、「両国の権限ある機関は、この条約で解決・清算された限りにおいて、他方の締約国及びその自然人の請求を考慮することを拒否する権利を有する」（第八条）、と規定して、この条約で解決されていない請求を考慮する義務を認める必要はないのである。このことは、両国が国有化に関する補償を国家内の関係において認めることを明らかに示すように思われる。(三〇)

五、国有化は経済的のみならず高度に政治的であり、私有権を廃止する措置として考えられる限り、西欧諸国の法制度にとって未知のものであったけれども、(三一) 国際法は特定の国内社会の法制度そのものとは独立しており、逆に、国際社会は異った国内法制度をもつ諸国家によって形成されているので、国際法は、国内法制度の延長として考えられてはならず、外国人の取扱いが、国家間の問題として生ずる限り、国際法は独自の立場で判断しなければならない。国有化は、国家の主権の一として承認されているけれども、その権利は、対応する義務、すなわち、補償支払い(三二)の義務を排除しえない。その義務の存在は、没収が国際法上禁止されていることの裏面の定理である。それ故、国有化国は、国内法が補償の支払いを規定しない、或いは自国民には補償が与えられないという国内法制度を採用して、補償支払いの義務を免れることはできない。

しかし、国有化は私有権の社会的機能を背景として、大規模に且つ非人格的に行なわれるので、古典的収用におけるような補償の条件を課して[三三]、適法な国有化の成立要件とすることは、逆に、一部の外国人が国有化を行なわんとする国で経済活動を行なうという事実が、国有化を行う主権的権利を抑圧することになる。[三四]国有化の権利の承認は、その中に私有権の社会的機能の承認を含むので、私有権尊重、或いは既得権保護の国際水準等の古典的収用の補償原理を、国有化に適用することは妥当ではない。

（一）Spanish Zone of Morocco Case (1924.10.23), Annual Digest (1923/24), Case No. 85 p 157 ff.

（二）Ibid., p 163

（三）De Sabla Claim (1933.6.29), Annual Digest (1933/34), Case No. 92, p 241 ff; 28 A. J. I. L. (1934) p 602 ff.

（四）Ibid., p 611.

（五）Eastern Extension Australasia and China Telegraph Co. Ltd. Case (1923.11.9), 18 A. J. I. L. (1924) p 838.

（六）この他、例えば、George W. Upton Case, R. Wilson, Property Protection Provisions in the United States Commercial Treaties, 45 A. J. I. L. (1951) p 89 n 29; B. Cheng, op. cit., p 288.

（七）収用の概念そのものが、補償を伴った公益のための外国人の財産の剥奪であり、補償がなければ、それは没収となり、没収は国際法に違反するとする点にこの考えが顕著に表われている（既出、序節註（五）、（六）を見よ）。尚、国家の実行として、アメリカは常にこの点を強調している。すなわち、「財産の収用権は、十分な実効的な且つ迅速な補償が伴い、且つ条件となる」と（一九四〇年四月三日付、メキシコ宛覚書、G. Hackworth, 3 Digest, p 662）。イギリスも同じ態度をとっている。見よ、B. Wortley, Expropriation in International Law, 33 G. S. (1948) p 31.

（八）B. Wortley, op. cit., Expropriation (1959) p 24; C. Anderson, op. cit., p 525; P. Adriaanse, op. cit., p 6; R. Bindschedler, Verstaatlichungsmaßnahmen und Entschädigungspflicht nach Völkerrecht (1950) p 24.

（九）註（七）を見よ。

(一〇) 「国際法に従って適切な且つ実効的な補償が迅速に支払われることを条件として合衆国政府は、アメリカ市民、又は会社に属する財産を国有化する主権国家の権利を争わない」(49 U. S. Dept. State Bull. (1963.8.12) p 245)。イギリスも同じ態度を示す。見よ、2. Int'l Legal Materrals (1963) p 962.

(一一) A. Kollewjn, op. cit., p 140.

(一二) N. Doman, Compensation for Nationalized Property in Post-War Europe, 3 Iuternational Law Quarterly (1950) p 324 ff. inter alia p 327; E. Becker, Just Compensation in Expropriation Cases, Decline and Partial Recovery, Proceedings (1959) p 337 ff; H. Shawcross, op. cit., p349; 及び B. Wortley, op. cit., Expropriation (1959) p 34～35 にあげる学者。

(一三) J. Williams, op. cit., p 28.

(一四) S. Fridman, op. cit., p 206.

(一五) 一九三八年八月三日付、メキシコからアメリカへの覚書 (Int'l Conciliation No. 345 (1938) p 527.

(一六) Ibid., p 528.

(一七) 一九三八年一一月九日、及一二日の交換公文により、三人からなる委員会が補償額を決定することに合意した。Ibid., p 552～558.

(一八) Ibid., p 528.

(一九) G. White, op. cit., p 232; J. Kunz, op. cit., p 351～353.

(二〇) 見よ、G. Viénot, op. cit., p 285 ff; I. Foighel, op. cit., p 127 ff; R. Bindschedler, a. a. O, S. 115 ff.

(二一) 例えば、ユーゴスラビアとアメリカの補償条約はアメリカがアメリカ国内に有するユーゴの資産を二次大戦中凍結し、ユーゴがその国有化について補償を支払うまでは、その凍結を解除しないという態度をとったために、当時外貨不足に悩んでいたユーゴは補償条約の締結にふみきらざるを得なかったし、逆に、ユーゴとイギリスとの間では、イギリスが同国内のユーゴの金の凍結を既に解除していたために、補償条約の締結も長びき、結局は、補償額も低く、しかも、ユーゴのイギリスへの輸出による利益を補償にあてるというように、ユーゴの経済的利益を考慮して条約が締結されたようにみえる。見よ I. Foighel, op. cit., p 79～84.

(二二) C. Amerasinghe, op. cit., p 410.

(二三) R. Bystricky, op. cit., p 26; I. Angel, op. cit., p 75.

(二四) 「補償支払いの責任が、これ迄専ら二国間条約によって確立されてきた事実は、国際法に補償支払いの一般的責任がないという結論を正当化しえない」（I. Foighel, op. cit., p 84）。

(二五) J. Kumz, op. cit., p 352.

(二六) H. Rolin, Avis de Monsieur de Professeur H. Rolin, 6 N. T. I. R. (1959) p 270.

(二七) Yearbook of the United Nations (1962) p 504.

(二八) 既出、第一節註（七）。

(二九) A. Drucker, Compensation Treaties between Communist Stats, 10 I. C. L. Q. (1961) p 238〜241.

(三〇) Ibid., p 247.

(三一) R. Bystricky, op. cit., p 18.

(三二) それ故、ここで云う補償は不法行為に基づく損害賠償ではない。かって常設国際司法裁判所は、不法行為については、「可能ならば、全ての不法行為の結果を除去し、その不法行為が存在しなかったならば多分存在していたであろう状態を回復」しなければならない。そして、この現状回復が不可能な場合に「現状回復を行なう価格に対応する額の支払い」が損害賠償であり、それは、更に、失なわれた利益の補償が付加される、と述べた（Series A 17, p 47, 48）。コンセッション破棄による既得権の侵害が国際不法行為とされたデラゴア湾鉄道事件でも、受けた損害と失なわれた利益の賠償が判決された（Sentence Finale du Tribunal Arbitral du Delagoa … Concernant le Chemin de Fer de Lourenço Marques du 29 Mar 1900, p 165〜166）。尚、アンゲルは、適法な国有化に対する補償をこの損害賠償と混同しているように見える。I. Angel, op. cit., p 77 ff.

(三三) ハイドは適切な、実効的な且つ迅速な補償を支払いえない場合には、旧所有者への財産を返還することを主張する（C. Hyde, Compensation for Expropriation, 33 A. J. I. L. (1939) p 112）。同様の見解はフェアツィル（44—II Annuaire (1952) p265）、ドラッカー（A. Drucker, Nationalization of United Nations Property in Europe, 36 G. S. (1951) p 96〜97）等にもみられる。

(二四) 既に G. Amador, State Responsibility (Forth Report), Yearbook of the Int'l Law Comm. (1959—II) p 23～24; B. Cheng, op. cit., 44 G. S. (1958/59), p 295 ff.